

一般社団法人 日本歯科理工学会
称号認定制度細則

第1章 総則

- 第1条 本制度は、定款第3条に基づき、歯科材料・器械及び歯科技術の基礎知識ならびに最新の知識を普及することを目指し、その進歩・発展に寄与できる指導的人材を養成し、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために、本会は称号制度を設け、必要な事業を行う。

第2章 称号の名称及び区分

- 第3条 称号の名称は Dental Materials Adviser 及び Dental Materials Senior Adviser とする。
- 2 歯科材料に造詣が深く、将来ともに歯科材料の知識・技術の普及や啓蒙活動に協力し、本会の活動に貢献できる者に Dental Materials Adviser の称号を授ける。
 - 3 歯科材料の知識・技術の普及や啓蒙活動に協力し、その活動に指導的役割を担おうとする意志を有する者に Dental Materials Senior Adviser を授ける。Dental Materials Senior Adviser については、専門分野を別に定める。

第3章 称号の申請資格

- 第4条 称号の申請要件を定める。
- 2 Dental Materials Adviser 称号を申請できる者は以下の要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 会員歴3年以上の者
 - (2) 規程に定める得点を有する者
 - 3 Dental Materials Senior Adviser 称号を申請できる者は以下の要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 会員歴5年以上の者
 - (2) 規程に定める得点を有する者
 - (3) 以下にいずれかを満たす者
 - ① Dental Materials Adviser である者
 - ② 大学・企業における研究歴を有する者
 - ③ 関連学会の認定医または専門医である者

第4章 称号認定審査

- 第5条 称号認定審査委員会（以下、「委員会」という）を置き、申請書類及び面接結果に基づき認定審査を行う。
- 第6条 運営組織や研修方法については、別に定める。

第5章 称号の更新資格

第7条 歯科材料・器械及び歯科技術の急速な進歩に鑑みて、称号の有効期限を5年間とする。更新時には、以下の要件をすべて満たすこととする。

- (1)更新時からさかのぼって5年間会員である者
- (2)学術講演会ならびに本会の認める研修会（地方会も含む）の参加歴が5回以上の者

第6章 称号の喪失

第8条 次の各号のいずれか1つに称号認定者が該当するとき、その称号を失う。

- (1)学会員の資格を失ったとき。
- (2)称号の更新を行わなかったとき。
- (3)認定審査委員会が不適と認めたとき。

第7章 補則

第9条 本細則の改廃は、委員会の審議により、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本細則は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 本細則は、平成25年4月12日一部改正施行する。

一般社団法人 日本歯科理工学会
称号認定制度施行内規

第1条 日本歯科理工学会称号認定制度細則（以下「細則」という）に定めた事項以外については、本内規に基づき運営する。

第2条 Dental Materials Senior Adviser の専門分野を明確にするために、これをさらに以下のように区分することとする。

- (1) 歯科材料基礎
 - ①金属材料
 - ②無機材料
 - ③高分子材料
 - ④複合材料
- (2) 修復治療関連器材
 - ①審美歯科器材
 - ②接着・合着器材
- (3) 義歯関連器材
 - ①義歯・メンテナンス器材
 - ②マウスガード
- (4) 予防歯科関連器材
- (5) インプラント関連器材
- (6) 再生医療関連器材
- (7) 矯正治療関連器材
- (8) 歯内治療関連器材
- (9) 診断・教育関連器材
- (10) 歯科技工関連器材
- (11) レーザー関連器材
- (12) 生物学的評価
- (13) デジタル関連器材
 - ①計測器材
 - ②製作器材
- (14) その他の器材

（申請）

第3条 細則第4条における会員歴は、会費納付期間とする。

第4条 細則第4条の資格要件における得点は、次のように定める。過去5年間で、下記の項目における得点総計が Dental Materials Adviser では5点以上、Dental Materials Senior Adviser では15点以上とする。

- (1) 学術論文等1編につき最高5点とする。
- (2) 学会発表（関連学会を含む）1件につき最高3点とする。
- (3) 認定審査委員会が指定する課題（学会・地方会の講演あるいはDE誌の論文）に関するレポートの提出 1編につき最高5点とする。
- (4) 提出書類の得点の詳細については、認定審査委員会で判定する。

(申請書類)

第5条 細則第4条を満す認定審査申請者は、次の各号に定める申請書類に称号認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1)申請書類(様式1)
- (2)履歴書(様式2)
- (3)本規程第3条の資格要件における得点を証明する論文等
- (4)関係学会の認定医証明書(各学会で定めた様式)/必要な者のみ

2 細則第7条を満す更新申請者は、次の各号に定める申請書類に称号認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1)申請書類(様式3)
- (2)学会の参加歴は、学会参加証あるいは当日会費の領収証で証明するものとする。

(申請料)

第6条 称号認定の申請料は、Dental Materials Adviser, Dental Materials Senior Adviser ともに5,000円とし、登録料を1万円とする。Senior Adviserの異なる分野における重複申請については、1件につき登録料を3,000円とする。

第7条 称号認定の更新料は、1万円とする。Senior Adviserの異なる分野における重複更新については、1件につき3,000円とする。

(委員会)

第8条 称号認定審査委員会(以下、「委員会」という)は、常任理事会および委員会に関する細則に基づき構成される。

- 2 委員長および委員10名で構成する。
- 3 副委員長は委員長が指名し、理事長が委嘱する。
- 4 学術大会毎に委員会を開催する。

(認定者の公表)

第9条 歯科材料・器械及び歯科技術の基礎知識ならびに最新の知識に関する指導的役割を果たす称号認定者を広く公開するために、日本歯科理工学会誌および学会ホームページに認定者の氏名を掲載する。

(改廃)

第10条 本内規の改廃は、委員会の審議により、常任理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本内規は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 本内規は、平成20年2月29日一部改正施行する。
- 3 本内規は、平成25年3月4日一部改正施行する。
- 4 本内規は、平成27年10月2日一部改正施行する。
- 5 本内規は、平成30年4月13日一部改正施行する。
- 6 本内規は、令和5年7月25日一部改正施行する。